豊島区コミュニティ・スクール 推進ガイドライン(仮)

令和3年〇月 豊島区教育委員会

目次

1	. 豊	島区立	小中	学校	交と	地:	域	ك ر	ひす	数/、	\	けて	関	す	る	今	ま	で	\mathcal{D}	取	組	•	•	•	•	•	3	•
	(1)	学校運	営連	絡協	議会	÷ •	•		•	•		•		•		•	•	•	•			•		•	•		• ;	3
		インタ																										
		豊島区																										
2	. 豊	島区コ	ミュ	.ニラ	テイ	•	ス	クー	一 ノ	レ・		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•			•	6	i
	(1)	目的•																										G
	(1)	特徴・				•			•	•		•				•					•	•	•	•	•	•		0 6
		魅力・																										
	(3)	瓜上ノノ				•	•		·	•		·	•			·	•	•			•	·	•	•	•	•	• (O
3	. 学	校運営	協議	会。		•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
	(1)	役割・				•																						7
		機能・																										
	` ′	委員構																										
		事務局																										
		会議の																										
		ISS 活																										
		地域学																										
		PDCA																										
	(0)	IDOA	. 9 1) / v	` ¬	I±1	1口 5	B) [/	11	/\tau_	(PEIX. /-	L 111.1																3
4	. 豊	島区コ	ミュ	.ニラ	テイ	•	ス	クー	一 ノ	レク	り推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
	(1)	当面の	スケ	ジュ・	— /].	, •													•			•	•				•	1 1
		豊島区																										
		教育委																										
	(0)	狄月女	'只五'	V / 文	П.1																							1 1
5	. 豊	島区コ	ミュ	.ニラ	テイ	•	ス	クー	一 力	レク) j	辽入	.ス	テ	ッ	プ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	(1)	導入準	備(1)	~!	整え	<u>:</u> る	\sim		•	•		•	•			•			•			•	•	•			•	1 2
		導入準																										
		導入初																										
		地域学																										
		振り返																										

1. 豊島区立小・中学校と地域との協働に関する今までの取組

- (1) 学校運営連絡協議会
- 平成20年度に区立幼稚園及び小・中学校に設置
- 地域の代表者等を構成員とし、地域に開かれた学校運営を推進するとともに、校長及び園 長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議することを目的とする。
- 協議事項は以下の通り
 - ① 区立学校の経営方針及び幼児・児童・生徒の指導方針に関すること
 - ② 区立学校の教育活動に関すること
 - ③ 区立学校の学校評価に関すること
 - ④ 区立学校と地域等との連携及び分担に関すること
 - ⑤ 区立学校と関係機関との連携に関すること
 - ⑥ その他校長等が、学校運営上必要と認めたこと
- 町会、商店会、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、子どもスキップ、放課後子ども 教室地域コーディネーター、近隣学校長、企業関係者など多様な関係者で構成されている。
- 学校運営連絡協議会の開催によって、学校経営に関する地域の意見を吸い上げることができるとともに、学校行事や地域行事での連携を図ることができた。ただし、保護者・地域関係者の学校運営への参画は限定的である。

(2) インターナショナルセーフスクール

- インターナショナルセーフスクール (ISS) とは、より安全な教育環境づくりに取り組む 学校に与えられる国際認証。
- 豊島区では、安全・安心な学校づくりの推進、児童の危険回避能力の育成や地域・保護者と連携した子どもの見守り体制を充実させることを目的に、ISS の認証取得に取り組んでいる。
- ISS 活動の特徴として、①児童・生徒の主体的な活動、②科学的アプローチによるケガ(体・心)の予防、③地域との協働による安全・安心活動、④PDCAサイクルの構築が挙げられる。
- 平成 24 年度の朋有小学校を皮切りに富士見台小学校、仰高小学校、池袋本町小学校、池袋第一小学校、池袋中学校、高南小学校、清和小学校が認証取得。令和3年度のさくら小学校と千川中学校の認証取得により、全8中学校ブロックで1校以上の認証取得を達成する。今後は認証校の取り組んできた ISS の取組を全校へ展開する。
- ISS 取組校ごとに学校と地域関係者の協議の場である ISS 地域対策委員会を設置し、地域との協働による安全・安心な学校づくりを推進している。
- 町会、商店会、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、子どもスキップ、放課後子ども 教室地域コーディネーター、近隣学校長、企業関係者、区民ひろば、保護司、警察、消防、 交通機関関係者など多様な関係者で構成されている。

【ISS 認証取得校一覧】

校名	取得年度	校名	取得年度
1 朋有小学校	平成 24 年度(初認証取得) ※全国で3番目、東京都で初 平成 27 年度(再認証取得) 平成 30 年度(再々認証取得)	2 富士見台小学校	平成 27 年度(初認証取得) 平成 30 年度(再認証取得)
3 仰高小学校	平成28年度(初認証取得) 令和元年度(再認証取得)	4 池袋本町小学校	平成 28 年度(初認証取得) 令和元年度(再認証取得)
5 池袋第一小学校	平成 29 年度(初認証取得)	6 池袋中学校	平成 29 年度(初認証取得)
7 高南小学校	平成30年度(初認証取得)	8 清和小学校	令和元年度(初認証取得)
9 さくら小学校	令和3年度(初認証取得予定)	10 千川中学校	令和3年度(初認証取得予定)

【ISS 活動例】

○ 児童・生徒の主体的な活動

写真で活動紹介

○ 科学的アプローチによるケガ(体・心)の予防

写真で活動紹介

○ 地域との協働による安全・安心活動

写真で活動紹介

- (3) 豊島区コミュニティ・スクールモデル事業
 - 〇 平成31年度/令和元年度から池袋本町小学校と千登世橋中学校でコミュニティ・スクール (CS) モデル事業を実施
 - 保護者、地域住民等を構成員とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入に向けた諸条件に関する検証を目的とする。
 - CS の特徴として、①学校経営方針の承認、②学校評価、地域学校協働活動などを通じた保護者、地域関係者の学校経営への参画、③効果的な PDCA サイクルの構築が挙げられる。
 - 委員は、町会、区民ひろば、青少年育成委員、民生・児童委員、PTA、保護司、学識経験者など多様な関係者で構成されている。
 - CS モデル事業を通じて、学校と保護者、地域関係者との信頼関係、協働活動などは十分な実績があることが確認されたが、PDCA サイクルについては効果的に機能するように仕組みを構築する必要があることが分かった。

【コミュニティ・スクールモデル事業 活動例】

〇 学校支援

写真で活動紹介

○ 地域貢献

写真で活動紹介

○ 学校運営協議会

写真で活動紹介

2. 豊島区コミュニティ・スクール

(1)目的

今まで学校が地域と育んできた信頼関係を生かし、保護者、地域住民、学識経験者等が学校 運営に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改 善や児童・生徒の健全育成に取り組む。

また、学校支援と地域貢献を軸とした地域学校協働活動により、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域人材の有効活用や将来の地域の担い手を育成し、学校を中心とした地域ネットワークを形成し、地域活性化を図る。

(2) 特徴

①学校・保護者・地域関係者が一体となった、子どもたちを育む体制づくり

学校運営協議会を通じ、地域・保護者と学校・教職員の交流を深め、学校・保護者・地域関係者が一体となって、子どもたちを育む体制を構築する。

②今までの活動を生かしたコミュニティ・スクール

学校運営連絡協議会や ISS 地域対策委員会を通じて、育んできた学校と地域の信頼関係を生かしたコミュニティ・スクールを実現する。

また、学校と地域が協働で取り組み、効果的な PDCA サイクルを構築するという類似 点がある ISS 活動を内包して、コミュニティ・スクールを推進・拡大する。

さらに地域区民ひろば、子どもスキップ、ジャンプ、放課後子ども教室、青少年育成委員、民生・児童委員、NPO団体など、地域団体等と協働して取り組む。

③学校の示すビジョンの共有と持続可能な PDCA サイクル

学校経営方針の共有や学校評価、学校活動の周知などにより、学校・保護者・地域が同じ目標に向かって活動し、持続可能な PDCA サイクルを構築する。

④「学校支援」と「地域貢献」を軸とした、双方向の地域学校協働活動

保護者・地域が学校を支援する「学校支援」と学校・児童・生徒が地域貢献を行う「地域貢献」の2つを軸とした、双方向による地域学校協働活動を推進する。

⑤将来の地域の担い手を育むコミュニティ・スクール

児童・生徒の発達段階に合わせて、「学校支援」から「地域貢献」に移行するように少しずつ「地域貢献」の機会を増やすことで、将来の地域の担い手を育み、学校を中心とした地域ネットワークを形成し、地域活性化を図る。

(3) 魅力

①子どもにとっての魅力

- ・子どもたちの学びや体験活動が充実する。
- ・地域の担い手としての自覚が高まる。
- ・ISS の取組によって、安全・安心な学校生活を過ごすことができる。
- ・地域に見守られている安心感が高まり、地域愛が育まれ、ふるさとを作ることができる。

②学校にとっての魅力

- ・地域の力や多様な人材の専門性を生かした学校運営等が実現する。
- ・子どもに向き合う時間や質の高い授業づくりのための時間が確保できる。
- ・学校の課題に対して、地域や保護者と一緒に対応することができる。
- ・教員の公募制度を活用できる。
- ・ISS の取組によって、安全・安心な学校づくりを実現できる

③保護者にとっての魅力

- ・学校や地域に対する理解が深まる。
- ・地域の中で子どもたちが育てられているという安心感が高まる。
- ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる。

④地域関係者にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいややりがいにつながる
- ・学校を中心とした地域ネットワークが形成される
- ・ISS 活動によって、地域の防犯・防災体制等が構築できる。
- ・将来の地域の担い手を育むことができる。

3. 学校運営協議会

- (1) 役割
 - ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
 - ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
 - ④学校運営状況の評価に関すること
 - ⑤その他、校長の同意を得て、学校運営協議会が必要であると決定した事項

(2)機能

①熟議

子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議(熟慮と議論)」を重ねることが大切となる。熟議の実施により、子どもたちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができる。

「熟議」とは、よりよい集団(学校)生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというもの。

具体的には、下記のようなポイントを満たしたプロセスを指す。

- i) 多くの当事者(保護者、教員、地域関係者等)が集まって
- ii) 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより
- iii) 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに
- iv) それぞれの役割に応じた解決策が洗練され
- v) 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

②協働

「熟議」の実施を通して、学校と地域の信頼関係を構築し、学校運営に地域の人々が「参画」し、共通の目標に向けて「協働」して活動していくことが大切。

③マネジメント

中核となる学校は、学校運営管理者である校長のリーダーシップのもと、目指すべきビジョンの達成に向かって学校内の組織運営を管理することにとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていくことが必要です。

(3)委員構成

- 学校、保護者、地域関係者の3者で構成する合議体の組織
- 委員は「特別職の地方公務員」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行 うことができる。
- 委員は校長の意見を聞いたうえで、教育委員会が任命する。校長は学区域の地域の特色 や実情にあわせ、また教育内容に応じて委員を推薦する。
- 委員の中から委員長を選出し、委員長は学校運営協議会を主催する。
- 校長は学校運営管理者として参加する。
- 委員は保護者、地域関係者、学識経験者等から構成し、10名程度とする。
- 委員の任期は原則2年とする。3年以上継続する場合は継続理由を付し、教育委員会が 任命する。
- 警察、消防などの関係諸機関をオブザーバーとして呼ぶことができる。

(4) 事務局、地域学校協働部会、周知、活動予算

- 事務局は学校、保護者、地域関係者から学校運営協議会が選出した者で構成する。
- 学校運営協議会の熟議を踏まえた地域学校協働活動の企画・運営、広報活動を行うため に、地域学校協働部会を設置することができる。
- 地域学校協働部会には、教職員や保護者、地域関係者のほか、放課後子ども教室の地域 コーディネーターや子どもスキップ、区民ひろば、青少年育成委員、民生・児童委員な どの関係者で構成し、地域と学校による連携による活動を行う。
- 学校運営協議会の概要などを掲載したニュースなどを発行し、保護者、地域関係者等に 周知する。
- 学校運営協議会及び地域学校協働部会は教育委員会からの活動予算などを活用し、活動 を行う。

(5)会議の公開、会議録の公表

- 会議は原則公開とする。議事の内容によって、非公開とすることもできる。
- 会議の結果概要を学校 HP などで公表する。

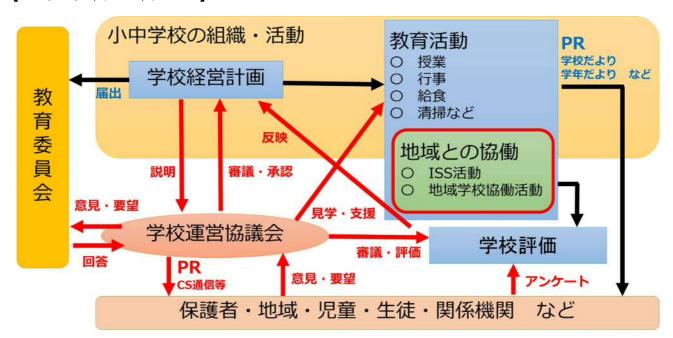
(6) ISS 活動

- CS 校はより安全・安心な学校運営のため、ISS 活動(①児童・生徒の主体的な活動、 ②科学的アプローチによるケガ(体・心)の予防、③地域との協働による安全・安心活動、④PDCA サイクルの構築)を内包した形で、CS 活動に取り組む。
- 教育委員会は将来的な CS 校の拡大のために、ISS 認証校の取組事例を取りまとめ、非 認証校での ISS 活動の推進を図る。
- 学校運営協議会において、ISS 年間活動予定、活動状況報告、年間活動報告を行い、ISS 活動の PDCA サイクルの構築を図る。

(7) 地域学校協働活動

- 「学校支援」と「地域貢献」を2つの軸とする。
- 「学校支援」は保護者、地域が学校を支援する活動であり、学校行事支援、学校環境整備、通学路の見守りなどである。
- 「地域貢献」とは、学校、児童、生徒が地域貢献する活動であり、地域行事・防災活動 への参加、地域環境整備などである。
- 児童・生徒の発達段階に合わせて、「学校支援」から「地域貢献」に移行するように少しずつ「地域貢献」の機会を増やすことで、将来の地域の担い手を育み、学校を中心とした地域ネットワークを形成し、地域活性化を図る。
- 地域学校協働活動は、放課後子ども教室の地域コーディネーターや子どもスキップ、区 民ひろば、青少年育成委員、民生・児童委員などと連携して、活動を行う。

(8) PDCA サイクル、年間活動例、組織体制【PDCA サイクルイメージ】

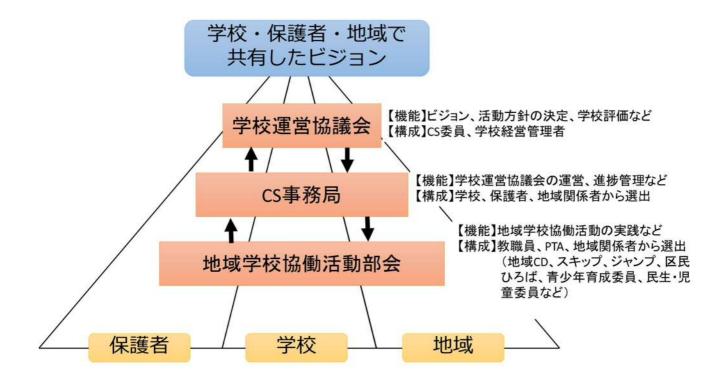


※ 赤字は地域との協働による活動。豊島区コミュニティ・スクールの特徴的な部分。

【学校運営協議会 年間活動例】

0	時期	主な活動内容
1	4月	○委員等任命・委嘱 ○運営規則、年間計画の確認○学校経営方針について承認○学校組織、予算について報告 ○教員公募について協議
2	9月	OISS、CS活動報告(1学期) O教員公募について報告 O翌年度学校経営方針(骨子)について協議
3	12月	OISS、CS活動報告(2学期) O学校評価、関係者評価について
4	2月	○ISS、CS活動報告(3学期) ○学校運営協議会の成果・課題・改善策について協議 ○学校評価、関係者評価の結果報告 ○翌年度学校経営方針について協議 ○翌年度の年間計画について協議

【3者、3層構造による組織体制】



4. 豊島区コミュニティ・スクールの推進

- (1) 当面のスケジュール
- コミュニティ・スクールモデル校である池袋本町小学校・千登世橋中学校で豊島区コミュニティ・スクールの本格実施を行う。
- 仰高小学校を豊島区コミュニティ・スクール準備校とし、令和4年度からの豊島区コミュニティ・スクールの本格実施を目指す。
- 令和4年度以降、豊島区コミュニティ・スクールの本格実施校を随時拡大する。

	R3.4月	5月	6月	7月	8月
CS 事業検討委員会	豊島区 CS	の検討			
池袋本町小学校 千登世橋中学校		モデル事業	の実施		本格実施
※R4 の本格実施準備					

- (2) 豊島区コミュニティ・スクールの推進にむけて
- CS 委員と教職員が CS 制度の理解を深めながら、少しずつ活動を充実していくことが重要。熟成型の事業であることを鑑み、小さな一歩(スモールスタート)から始め、関係者の過度な負担となることなく、持続可能な取組とすることが必要。
- 学校、教職員、保護者、地域がビジョンを共有し、同じ目標に向かって活動することが必要。
- 学校運営協議会での熟議、地域学校協働活動などの CS の活動状況を保護者、地域へ適切 に情報発信することが必要。

(3) 教育委員会の役割

- CS 制度の理解向上のため、CS 委員と教職員を対象とした研修の開催
- 保護者、地域住民、関係団体等に向けての制度の周知
- 教育委員会、学校と区長部局、その他関係機関との連携協力関係の構築
- 学校運営協議会、地域学校協働活動の活動予算の確保
- 全小中学校への CS 取組事例の情報共有を図り、導入校の拡大を図る

5. 豊島区コミュニティ・スクールの導入ステップ

- (1) 導入準備(1)~整える~
- 学校運営連絡協議会や ISS 地域対策委員会を母体とした学校運営協議会の立ち上げ
- 学校運営協議会事務局と部会の構成員選定など、実務組織づくり
- 学校内の校務分掌や児童・生徒の委員会などの体制づくり

(2) 導入準備②~知る~

- CS 研修や既に CS を導入している学校の視察、広報活動などを通じた学校、保護者、地域 関係者の制度理解の促進
- 教職員と保護者、地域関係者の交流の場の設定
- 通常の学校生活の視察や教職員との交流により、学校と保護者・地域お互いに知る機会の 創出

(3) 導入初期~共有する~

- 校長(学校運営管理者)による学校経営方針の説明と CS 委員による意見反映
- 学校経営方針に関連するテーマに沿った熟議・話し合い
- (4) 地域学校協働活動の実践~協働する~
- 学校経営方針や熟議の結果に則った地域学校協働活動の実践
- 部会での具体的な企画、運営
- (5) 振り返り・次年度に向けた改善~効果的な PDCA サイクル~
- ビジョンの共有や地域学校協働活動の実践、学校生活の視察などを通じた学校評価
- 学校評価を踏まえた、学校経営方針の作成、修正
- 学校経営方針への CS 委員の意見の反映

